

AKIBA
CSR ガイドライン

2025年 1月 初版

株式会社 秋葉ダイカスト工業所

1. 目的

グローバル化が進む中で環境問題や人権問題などが発生し、企業は持続可能な「企業の社会的責任(CSR)」が求められるようになりました。

当社でも活動してきましたが、サプライヤー様(お取引先様)と考えを共有し、協力していただきながら活動を推進していくことが重要と考え、ガイドラインを制定しました。サプライヤー様におかれましては、本ガイドラインの趣旨をご理解の上、ご協力をお願い申し上げます。

※CSR(企業の社会的責任、Corporate Social Responsibility)とは、企業の社会的責任を指し、企業がその事業活動において社会、環境、経済に与える影響を考慮し、積極的に社会に貢献することを求められる概念です。

2. 適用

当社に納入されるすべての資材(製品、部品、材料、副資材、設備、外注加工品、組立品、物流等を含む)に関わるサプライヤー様に適用します。

3. 参考文献

本ガイドラインは制定にあたり下記を参照しています。

- ・一般社団法人 日本自動車部品工業会 「CSRガイドブック」等

4. 制定・改訂

履歴	版数	制定者	制定日
新規制定	初版(00版)	秋葉雅男	2025年1月30日

お問い合わせ先

株式会社秋葉ダイカスト工業所

総務・経理課

TEL:027-361-4499

5. 行動規範

5.1 コンプライアンス

- ①法令の遵守
- ②競争法の遵守
- ③腐敗防止
- ④不適切な利益供与及び受領の禁止
- ⑤機密情報の管理・保護
- ⑥輸出関連法規・規制の遵守
- ⑦知的財産の保護

5.2 人権・労働

- ①差別の撤廃
- ②人権の尊重
- ③児童労働の禁止
- ④強制労働の禁止
- ⑤労働時間の管理
- ⑥適切な賃金及び福利厚生
- ⑦人材の育成
- ⑧従業員とのコミュニケーション

5.3 健康と安全

- ①労働安全
- ②施設の安全衛生
- ③機械装置の安全対策
- ④労働災害・業務上疾病

5.4 環境

- ①環境マネジメントシステム
- ②環境・有害物質関連の法令・規則遵守
- ③環境汚染の防止
- ④温室効果ガスの排出削減
- ⑤省資源・廃棄物削減

5.5 品質・安全性

- ①製品の安全性
- ②品質マネジメントシステム
- ③製品に関する適切な情報の提供

5.6 情報セキュリティ

- ①機密情報・個人情報の保護
- ②情報セキュリティ強化の推進

5.7 リスクマネジメント

- ①リスクの低減
- ②事業継続計画(B C P : Business Continuity Plan)の策定

5.8 社会貢献

- ①社会貢献と地域の共生

5.9 サプライヤー様への展開

5.1 コンプライアンス

①法令の遵守

- ・事業に係る国・地域の法規制を遵守する。
- ・会社の方針、体制整備などを実施する。
- ・役員、従業員に法令順守の教育などを実施する。

②競争法の遵守

- ・事業に係る国・地域の競争法(独占禁止法や下請法等)の遵守。
- ・不当な取引制限(カルテル、入札談合等)を行わない。
- ・不公正な取引方法(優越的地位の濫用等)を行わない。
- ・私的独占を行わない。

③腐敗防止

- ・政治献金や寄付などは、関係する国・地域の法令に基づき実施し、政治・行政や公的機関と透明かつ公正な関係づくりに努める。

④不適切な利益供与及び受領の禁止

- ・不適切な利益、優遇措置の取得や維持を目的に、利害関係者と接待・贈答・金銭等の授受を行わない。
- ・反社会的勢力や団体との関係を遮断し、また不適切な利益供与を行わない。

⑤機密情報の管理・保護

- ・自社及び利害関係者(従業員含)に関する機密情報を、正当な方法で入手すると厳重に管理し、適切な範囲で利用し、保護する。

⑥輸出関連法規・規制の遵守

- ・事業に係る国・地域の法令等で規制される部品・製品・技術・設備・ソフトウェア等の物品等について、これらが国際法や関係する国・地域の法令で規制される品目かどうかを確認の上、輸出手続きや該非判定書を作成・提供するなどの管理を徹底する。

⑦知的財産の保護

- ・当社が保有あるいは帰属する知的財産権を適切に管理する。
- ・第三者の知的財産の不正な入手、不正な使用及びソフトウェア、書籍の不正なコピー等を行わない。

5.2 人権・労働

①差別の撤廃

・あらゆる雇用や処遇(応募・採用・昇進・報酬・教育を受ける権利・業務付与・賃金・福利厚生・懲罰・解雇・退職等)において、個性(人種・身体的な特徴・信条・性別・社会的身分・門地・民族・国籍・年齢・婚姻・障害等)を理由とした差別を行わない。

②人権の尊重

・セクハラ(性的嫌がらせ)、パワハラ(上位の立場の者による、暴言による嫌がらせや威圧行為)、虐待、体罰など、職場において非人道的な扱いを認めない。

③児童労働の禁止

・事業に係る国・地域の法令に定められた最低就労年齢に満たない者もしくは15歳を下回る者の雇用や保護義務違反をしない。
・18歳未満の従業員に対して、就労制限の遵守及び危険有害業務に従事させない。

④強制労働の禁止

・事業を行う国・地域の法令に従い、従業員を合法的に雇用する。
・拘束労働、債務労働、囚人労働、奴隷や人身売買による強制労働を禁止する。
全ての労働は自主的なものとし、従業員が自由に離職または雇用関係を終了できることを保証する。雇用の条件として、パスポートや公的な身分証明書、労働許可証、移民申請書の引き渡しを要求しない。

⑤労働時間の管理

・従業員の労働時間(超過勤務時間を含む)・休日・年次有給休暇の付与・その他について、事業を行う国・地域の法令を遵守する。

⑥適切な賃金及び福利厚生

・事業を行う国・地域の最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付に関する法令を遵守し、従業員に給与を支払う。また法令で義務付けられた福利厚生を遵守する。

⑦人材の育成

・業務に必要な知識、技術、技能の習得や、適用される法令及び顧客要求の遵守のため、従業員を対象にした教育・訓練のプログラムを整備する。

⑧従業員とのコミュニケーション

・従業員または従業員の代表が経営層へ、報復、脅迫や嫌がらせをおそれず直接コミュニケーションできる権利を保障する。
・事業環境や経営状況・課題などの情報を共有するとともに、職場環境や労働条件などに関して対話し協議する。

5.3 健康と安全

①労働安全

・職務上の安全衛生に対するリスクを特定・評価し、適切なガイドラインや規定などを定め、従業員の安全衛生を確保する。

②施設の安全衛生

・誰もが安心して働けるよう、職務上の安全で衛生的な職場及び生活施設(食堂・トイレ等)の環境を確保し、健康推進活動や疾病予防のための指導を通じて、従業員の健康づくり支援を行う。

③機械装置の安全対策

・機械装置の安全対策について、安全装置、インターロック等の安全対策と共に、定期的なメンテナンスや動作確認など適切な管理を行う。

④労働災害・業務上疾病

・労働災害や業務上疾病について、状況を把握し報告を行う手順・システムに従って、適切な対応を行う。

- ・従業員からの報告を促進する
- ・災害・疾病の分類と記録をする。
- ・災害・疾病の調査と原因の排除に向けた是正策を実施する。
- ・従業員の職場復帰を促進する。

5.4 環境

①環境マネジメントシステム

- ・幅広い環境保護活動を推進するための体制を構築し、目標設定し目標達成に向けた継続的な改善を行う。

②環境・有害物質関連の法令・規則遵守

- ・事業を行う国・地域の環境・有害物質関連の法令・規則を遵守し、有害な化学物質を管理(廃止・削減等)する。
- ・製品に含まれる特定の物質の使用禁止または制限に関して適用される、法規制及び顧客要求を遵守する。

③環境汚染の防止

- ・事業を行う国・地域の法規制を遵守し、大気・水・土壌への環境汚染を監視し、汚染物質の削減に取り組み、生活環境や自然環境の保護に努める。

④温室効果ガスの排出削減

- ・事業活動において、エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の自社目標を設定し、削減に取り組む。

⑤省資源・廃棄物削減

- ・事業活動において、廃棄物排出量の自社目標を設定し、削減に取り組む。
- ・リサイクルなどの継続的な資源の有効活用の向上に努め、必要な場合は報告を行う。

5.5 品質・安全性

①製品の安全性

- ・事業を行う国・地域の法規制等で定められた安全基準を満たした製品を生産し、提供する。

②品質マネジメントシステム

- ・品質保証活動を推進するための体制を構築し、運用し、継続的な改善を行う。

③製品に関する適切な情報の提供

- ・製品に関する適切な情報をお客様に提供する。

5.6 情報セキュリティ

①機密情報・個人情報の保護

- ・機密情報、個人情報を適切に管理し、漏洩しないよう保護する。

②情報セキュリティ強化の推進

- ・情報セキュリティの強化を推進する。
- ・災害などによる機器障害に対応する。

5.7 リスクマネジメント

①リスクの低減

- ・地震、風水害や火災、労災等の事故、製品や事業活動における法令違反の発生、自社の事業活動に影響を与えるリスクを評価し、リスクを低減するための対策に努める。

②事業継続計画(BCP：Business Continuity Plan)の策定

- ・災害または事故の発生時に対応した早期復旧のための事業継続計画を策定すると共にその改善を行う。

また災害や事故の発生によって自社の事業活動が中断した場合に、早期に事業活動を再開するために必要な準備を行う。

5.8 社会貢献

①社会貢献と地域の共生

- ・地域社会の発展に向け、地域の社会的課題を把握し、社会貢献活動を地域とともに行う。

5.9 サプライヤー様への展開

- ・自社の取引先に対しても、本ガイドラインに規定する事項の遵守を働きかけ、サプライチェーン全体の浸透に努める。